



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年5月1日(水) 号外(第1号)

## 目次

告 示		ページ
○知事指定薬物の指定(薬務課)		2
○道路の区域変更(道路管理課)		2
○道路の供用開始(同)		2

■ 告 示

◎群馬県告示第127号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月1日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

（8R）-N，N-ジェチル-6-メチル-1-〔（チオフェン-2-イル）カルボニル]-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1T-LSD）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年5月2日

◎群馬県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	足門前橋線	前橋市問屋町一丁目6番の7地先から同市同1番の3地先まで	前	20.0～23.0	395.4
			後	20.0～26.2	395.4

◎群馬県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	足門前橋線	前橋市問屋町一丁目6番の3地先から同市同1番の	令和6年5月1日

	1地先まで	
--	-------	--

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---